

2023 再工技発第 3 号  
2023 年 5 月 30 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108  
日本原燃株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

使用前確認申請内容の変更について

2022 年 12 月 26 日付け 2022 再工技発第 56 号をもって申請した使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第五条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 変更の内容

- (1) 2022年12月26日付け2022再工技発第56号をもって申請した申請書記載事項の「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。変更箇所を下線で示す。

(変更前)

工事の工程

構造、強度及び漏えいに係る検査

期日 自 2021年 3月

至 2023年 5月

場所 再処理事業所

工事の工程

機能及び性能に係る検査

期日 自 2023年 5月

至 2023年 5月

場所 再処理事業所

工事の工程

基本設計方針に係る検査

期日 自 2021年 3月

至 2023年 5月

場所 再処理事業所

工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査

期日 自 2022年11月

至 2023年 6月

場所 再処理事業所

(変更後)

工事の工程

構造、強度及び漏えいに係る検査

期日 自 2021年 3月

至 2023年10月

場所 再処理事業所

工事の工程

機能及び性能に係る検査

期日 自 2023年 5月

至 2023年10月

場所 再処理事業所

工事の工程

基本設計方針に係る検査

期日 自 2021年 3月

至 2023年10月

場所 再処理事業所

工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査

期日 自 2022年11月

至 2023年11月

場所 再処理事業所

- (2) 2022年12月26日付け2022再工技発第56号をもって申請した申請書記載事項の「添付資料-1：工事の工程に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

2. 変更の理由

- ・使用前事業者検査に係る工事の工程のうち、期日を変更する。

以上



